

専修大学情報科学センター料金細則

(昭和60年4月1日制定)

改正 昭和60年10月1日 昭和62年10月1日
平成8年4月1日 平成11年5月14日
平成13年4月1日

第1条 この細則は、専修大学情報科学センター規程第16条第3項の規定に基づき、情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に伴う料金に関する事項を定める。

第2条 専修大学情報科学センター利用細則（以下「利用細則」という。）第3条第1号、第2号、第4号及び第5号による利用者は、別表第1に定める利用料金を負担しなければならない。

2 利用細則第3条第3号による利用者は、別表第2に定める利用料金を負担しなければならない。ただし、専修大学が別に定める実験実習料を納入する者の利用料金は、実験実習料より充当する。

3 利用料金は、次の各号に定める利用の場合これを徴収しない。

- (1) センター業務に従事する教職員が、システム管理及び開発等センターの運営に必要な業務に利用する場合
- (2) 本学の専任教職員が、学術研究のために利用する場合
- (3) 授業科目を担当する教員が授業（授業の準備を含む。）で利用する場合
- (4) その他センター長が相当と認めた場合

第3条 利用料金は、利用申請時に経理課に納入する。

第4条 利用者が利用料金を納入しない場合、センター長は当該者に対し利用停止措置を講ずることができる。

第5条 この細則で定めるもの以外の消耗品等の料金は、情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が徴収することを妥当であると認めた場合において、当該料金を徴収することができる。

第6条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行と同時に、昭和56年3月23日制定の「専修大学電子計算機室料金細則」は、廃止する。

附 則

この細則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 1 年 5 月 1 4 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

料 金 表

基 準	料金（円）
利用申請年度末まで	2,000

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）

料 金 表

区 分	基 準	料金（円）
学部学生	1 部学生（在学中を通して）	5,000
	2 部学生（在学中を通して）	3,000
大学院生	修士課程（在学中を通して）	3,000
	博士後期課程（在学中を通して）	3,000